

徳島県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

106		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
穴吹塩之江				同	美馬市脇町字梨子木三六 四番一地先から 同 番地先まで 五八	旧	四・一〇・五	二二〇・〇
同		新				敷地の幅員 （メートル）	八・九〇・五	二二〇・〇